

第9章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

1 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり

(1) 地域包括支援センター事業の適切かつ円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、市内2か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは総合相談事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを行いますが、本市ではその事業を南丹市社会福祉協議会に委託しています。

地域包括支援センターは市が運営主体であることから、今後もその運営についてはさらに緊密な連携・連絡を図るため、関係機関・団体と定期的な会議を行い支援を必要とする人の情報収集等に努めます。

また、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を適正に配置し各専門分野における連携・協働により高齢者が安心して暮らせるよう機能強化に努め、将来的には日常生活圏域ごとの4か所に設置ができるよう努めます。

現在、北部では安心生活創造事業と連携し、ひとり暮らし高齢者の訪問等を行っており相談件数も増加してきています。今後も訪問等を継続し、相談機能の向上に努めます。

また、運営の公平性・中立性の確保のために設置している「地域包括支援センター運営協議会（南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会）」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議し、地域包括支援センター事業の円滑な実施を図ります。

さらに、地域包括支援センターの活動内容を広く市民に周知するため、広報誌やCATV等を活用して啓発に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

年々相談内容が多様化・複雑化・専門化してきている中で、地域包括支援センターと市や医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所、民生児童委員協議会、ボランティア団体、老人クラブ、自治会、NPO等の関係機関等と緊密に連携しながら、相談支援体制の強化に努めます。

また、地域包括支援センターの設置のない地域には、ボランティア活動の情報収集や介護保険以外の福祉サービスの利用について相談し、コーディネートを行う「暮らしのサポートコーディネーター」を配置することにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援体制の強化に努めます。

(3) 地域ケア会議等による関係機関等の連携の推進

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する地域ケア会議の充実を図ります。

また、地域ケア会議において、情報の共有化やさまざまな立場での視点から意見交換をし、資質の向上を図る場として関係機関や関係者とともによりなる連携・協働ができる体制づくりに努めます。

2 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や心身に障がいがある人に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して医療機関や福祉サービスの提供場所への送迎を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
外出支援サービス事業	12,291	343	13,323	357

○今後の方向

高齢者等が在宅での生活を継続し、自立と社会参加に適切に対応するため、リフト付車両の充実を図るなど、高齢者等の移動手段の確保を引き続き行います。

今後は、利用者のニーズにあったサービスが提供できるよう関係機関と調整を行いサービスの向上に努めます。

② 軽度生活援助サービス事業

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活の援助を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
軽度生活援助サービス事業	1,746	64	1,427	32

○今後の方向

介護保険を利用せず、在宅での自立した生活を継続できるよう、要援助者の把握と生活支援を行います。

③訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者など、理容院又は美容院に出向くことが困難な人に対し、居宅で理美容サービスが受けられるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

■実績

単位：回、人

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	実利用回数	実利用人数	実利用回数	実利用人数
訪問理美容サービス事業	47	20	61	19

○今後の方向

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュのために必要なサービスと捉え、市内理美容師の協力のもと支援します。

④緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置を設置し、近隣住民（3か所）への連絡体制を確保し、急病時や災害時等の迅速な対応を可能とします。

■実績

単位：台、件

項目	平成 21 年度		平成 22 年度	
	新規設置工事数	設置件数	新規設置工事数	設置件数
緊急通報体制等整備事業	28	216	28	198

○今後の方向

高齢化のより一層の進展にともない、ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保するため、今後も引き続き事業を実施します。

また、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯が増加していく中で、緊急通報システムを利用したの相談業務や安否確認等ができるシステムの導入に努めます。

⑤福祉電話事業

おおむね 65 歳以上の低所得者のひとり暮らし等で、安否確認を行う必要がある人に対し、市所有の電話回線を無償で貸与します。

■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
福祉電話	2	2

○今後の方向

ひとり暮らし高齢者等の安否確認・各種相談及び緊急連絡等の手段の確保を図ります。

⑥家族介護慰労事業

在宅で重度の要介護者を介護している家族を対象に一定の要件を満たす場合に慰労金を支給します。また、家族介護者や介護に関心のある人が集い、定期的な情報交換や意見交換を行う自主的な活動に対して支援を行います。

■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
家族介護者慰労金	13	9
家族介護者の会活動助成	2	4

○今後の方向

今後も、家族介護者の日ごろの身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

⑦老人日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上であって心身機能の低下にともない防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
老人日常生活用具給付事業	電磁調理器 3	0

○今後の方向

高齢者の安心・安全な在宅での生活支援を継続します。

⑧高齢者等除雪対策事業

自力で除雪が困難な高齢者世帯等に対して、敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業に対する費用の一部を助成します。

■実績

単位:件

項目	平成 21 年度	平成 22 年度
	延べ利用件数	延べ利用件数
高齢者等除雪対策事業	-	453

○今後の方向

引き続き、積雪地域における高齢者世帯等の生活の安心安全の確保に努めます。

(2) 施設サービスの充実

① 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅の生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

○供給体制

市内には、養護老人ホームが1か所あります。

■養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	養護老人ホーム 長生園

○今後の方向

外部サービス利用型施設である管内事業所において、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス提供事業所と連携し、要支援または、要介護状態にある入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。

② 軽費老人ホーム（A型・B型）

軽費老人ホーム（A型・B型）は家庭環境、住宅事情により在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できる施設です。A型は、収入が利用料の2倍程度以下であること、B型は、食事の提供がなく自炊ができるという入所条件があります。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（A型）が1か所あります。

■軽費老人ホーム（A型）

所在地	事業所名
八木	軽費老人ホーム ラポール八木

○今後の方向

第5期事業計画期間において、既存の軽費老人ホーム（A型）については、京都府の「高齢者あんしんサポートハウス整備事業」に位置づけて改修が予定されています。

今後も、自立生活がやや困難な高齢者が、少ない費用負担で見守りや食事のサービス提供を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険の在宅サービスと連携を図りながらサービスの提供に努めます。

③軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、高齢者が訪問介護等の介護保険の居宅サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の施設です。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（ケアハウス）が5か所あります。

■軽費老人ホーム（ケアハウス）

所在地	事業所名
園部	ケアハウス 長生園
八木	ケアハウス 白百合苑
日吉	第1ケアハウスはぎの里
	第2ケアハウスはぎの里
美山	ケアハウス 美山

○今後の方向

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

④老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進や教養の向上等の目的で設置されており、市民のふれあいと交流の場として、健康と福祉の向上に寄与し、豊かな地域生活を営むための活動拠点となっています。

活動としては、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブの活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいづくりに関する自主的な活動が活発に行われています。

○今後の方向

健康福祉の拠点として、市民が集い、憩い、さらには健康づくりなどのより一層の推進をめざし、サークル活動への場の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、お互いに一層の交流を深めることができるとともに、健康づくり等の介護予防に重点を置くなど、事業内容の充実に努めます。

3 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者支援策の推進

① 認知症に関する正しい理解の推進

高齢化社会の進展にともなって、今後も認知症高齢者の増加が予測されます。

市民に対して認知症に関する正しい情報を伝え、「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解・偏見をなくすとともに、認知症の特徴や認知症への対応、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生き生きと自分らしく暮らすことができるといった認知症に対する正しい理解を促進していく必要があります。

そのために、地域包括支援センター等において地域や職場で養成講座を開催し、「認知症キャラバンメイト」「認知症サポーター」の養成を行います。そして、認知症高齢者やその家族の手助けができる体制づくりを進めます。

また、認知症になっても身近な地域でその人らしく、また安心して生活し続けることができる地域づくりを進めます。

② 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、認知症の早期発見、早期治療、早期対応の連携を図るため、保健・医療・福祉のネットワークの活用を進め、相談体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者の見守り体制としては、民生児童委員等をはじめとする地域全体のネットワークの強化を図ります。

③ 認知症高齢者の権利擁護

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がいのある人や精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

これらの制度は、認知症や障がいによって、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立した生活ができるように、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

そこで、地域包括支援センターを中心として、誰もが住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう、相談業務や関係機関との連携の中で支援の必要な方のサポートに努めます。

身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、この制度の適切な利用を可能とするため、市長が支援を行う申立て制度の活用を引き続き努めます。

また、認知症高齢者等が年々増加していく中で、成年後見制度を利用する人が増え、相談を受けても受任する後見人がない状態になることが見込まれます。

今後は、成年後見制度についての知識を持った人材「市民後見人」を養成し、この制度の利用をサポートできる体制づくりに努めます。

さらに、権利擁護制度について広く市民に周知できるよう啓発に努めます。

④認知症高齢者及び介護者への支援

認知症高齢者に対するケアは、早期の段階から適切な診断とこれをふまえた対応が重要となります。そのため本市では、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス等における必要サービス量の確保を図り、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるように努めます。

また、認知症高齢者とその家族の悩みや不安を軽減し、正しい知識の普及や専門相談の提供、支えあう仲間づくり、介護者の心身のリフレッシュや情報交換・交流を図る機会などを充実させるとともに、地域社会全体で認知症への理解が深まるよう取り組みます。

一方、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもり防止事業や知的な活動等を促進することにより、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防に努めます。

(2)高齢者虐待防止対策の推進

①高齢者虐待に関する正しい理解の促進

高齢者の増加とともに、高齢者虐待が深刻な社会問題となっており、虐待が表面化しにくく生命や身体に重大な危険が迫るケースも出てきています。

本市においては、虐待防止と虐待の早期発見・早期対応等の基本事項を示した「南丹市高齢者虐待防止マニュアル」を策定しており、関係機関と連携を図りながら、適切な措置を講じていきます。

高齢者虐待は高齢者世帯等による介護疲れや希薄な近隣関係による孤立、社会環境などさまざまな要因により複雑化してきています。

そのため、高齢者虐待の予防と対策については、虐待のおこる背景を理解し地域包括支援センターを中心に地域住民と連携を図り、声かけや見守り体制の強化に努めます。

②虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域ぐるみのネットワークの充実を図ります。

医療関係者、福祉事務所、社会福祉法人等民間サービス提供事業所、南丹警察署、消防署等の関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期防止を支援するネットワーク会議の充実と併せて、高齢者を取り巻く状況の総合的な相談・支援を行うため、弁護士等の法律家による支援体制で、事案が生じた場合は速やかな対応を行います。また、虐待の未然防止に向けて、認知症等に対する正しい理解の推進を図るため、啓発活動にも努めます。

③被虐待高齢者に関する事業

虐待を受けた高齢者については緊急一時保護を行うとともに、虐待をした人と受けた人それぞれの心のケアに努めます。

ケースによっては、地域包括支援センターの職員や保健師の訪問により心のケアを行います。

(3)老人保護措置制度の活用

環境上の理由や経済的な理由により自宅で生活することが困難な高齢者や、家庭で家族等から虐待を受けている人、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合の高齢者に対して、市町村が職権をもって必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の強化に努めます。

4 身近な地域での支え合いの促進

(1) 地域福祉活動の推進

高齢化の進行にともないひとり暮らし高齢者や介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」など的高齢者の増加に加え、核家族化の進行により希薄な近隣関係になりつつあり、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、高齢者の孤独死は年々増加しています。

そこで、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けていけるよう、社会福祉協議会や民生児童委員協議会を中心に、地域の住民同士での身近な支え合い・助け合いが求められています。

そのため、「南丹市地域福祉計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせる地域づくり、住民同士の交流や住民と関係機関などで地域福祉活動を推進する中で、地域の課題を発見し、解決していく仕組みづくりを進めます。

(2) 小地域福祉活動の役割

地域におけるふれあい教室（生きがい活動支援通所事業）や、いきいきサロンなどにより交流の場づくりを推進します。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために民生児童委員等が行う訪問など、支援が必要な人の早期発見や安否確認などを進めます。

(3) 地域ネットワークの充実

住み慣れた地域で高齢者が安心して生活が送れるように、地域包括支援センター、自治会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会、老人クラブ等の各関係機関・団体において、生活に課題を抱える高齢者や支援を求める高齢者を早期に発見して適切な相談窓口につなげるよう、地域における見守りネットワークの構築・充実に努めます。

5 高齢者の安心・安全の確保

(1) 移動手段の確保の検討

広い市域の本市においては、一般の公共交通機関などを利用することが困難な高齢者等の移動手段の確保が重要な課題となっています。社会福祉協議会や福祉シルバー人材センターに委託し、外出支援事業を行っていますが、利用者は年々増加しています。

こうした中で、移動手段の確保のため関係課と連携しながら総合的な交通体系の見直しを進めるとともに、ボランティア・NPOによる移送サービスへの参入促進や民間交通機関等への働きかけにより、移動手段の確保に努めます。

(2) 高齢者の安全確保

高齢社会の中で、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しています。このため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

(3) 高齢者のための防犯・防災対策

近年、高齢者を対象にした振込み詐欺をはじめ高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、局地的な大雨・大雪や台風、地震、火災等の災害に対する不安も増しています。

このため、高齢者が安心して安全な生活ができる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等が協力し地域ぐるみで日頃から声かけを行うなど見守りネットワークの構築に努めます。

また、災害時には自主防災組織の活動や災害時要援護者支援マップなどを活用し、各関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や非難誘導體制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

(4) 「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーション³の理念にもとづき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザイン⁴による社会をめざしていかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、京都府等の関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

³ ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人などすべての人が一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

⁴ ユニバーサルデザイン

障がいの有無や性別、年齢、言語、文化などを問わず、すべての人にとって使いやすいようにデザインされた製品や情報、施設のこと。